

令和9年度 公立放課後児童クラブ入所案内 (喜名学童クラブ)

令和9年4月1日～令和10年3月31日までの
入所申込みについてご案内



■ お読みください ■

- 受付期間（令和8年9月7日(月)～令和8年10月31日(土)）を過ぎた場合、4月入所選定から外れますので、必ず期間内に申し込んで下さい。
- 公立放課後児童クラブへ入所できる児童数には限りがあり、入所できない場合がありますので、ご了承ください。
- 公立放課後児童クラブ入所結果が不承認となった場合は、民間学童クラブへのご案内となります。

読谷村役場こども未来課 子育て支援係
TEL 982-9240

令和9年度 読谷村公立放課後児童クラブ入所案内

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）とは…

保護者の就労や病気等、やむを得ない事情のため、放課後家庭において保育を必要とする児童が、学校終了後から帰宅までの時間を児童クラブで過ごし、遊びや自主的な活動を通して児童の健全育成を行う場所です。従って、すべてのお子さんが無条件に入所する事はできませんし、学習塾や習い事をする事業ではありません。

喜名学童クラブについて…

喜名小学校敷地内、体育館西側斜め向かいにある放課後児童クラブです。学童クラブの運営は「学童保育園ピーターパン」が行っております。

1. 申込期間:令和8年9月7日（月）～令和8年10月31日（土）

2. 受付時間:平日 13:00～18:00 土曜日 8:00～18:00

※日曜・祝日は受付行っておりません。

3. 受付方法

◆必要書類を各学童クラブへ持参する、または郵送する。

- ・南学童クラブ:古堅 867 番地 2（みらい児童館内）
- ・喜名学童クラブ:喜名 401 番地（喜名小内）
- ・読谷学童クラブ:高志保 1277 番地 1（読谷小体育館 2 階）
- ・渡慶次学童クラブ:瀬名波 510 番地（渡慶次小内）
- ・古堅学童クラブ:楚辺 999 番地 1（古堅小体育館 2 階）

※郵送は 10 月 31 日（土）の消印有効とします。

※書類不備、期間を過ぎての受付はできませんのでご注意下さい。

4. 対象者:令和9年4月1日から入所希望する児童

（令和9年度小学校へ入学又は、在学児童。新1年生～新6年生）

学童クラブへ入所できる基準(表1)を参照ください。※2ページ掲載

※募集定員を超える申込みがあった場合は、入所できないことがあります。
(その際は、待機児童登録となります。)

学童クラブへ入所できる基準

保護者等（父母、65歳未満の同居人）が以下のいずれかに該当していること。

（表 1）

	事由	状況	利用期間
1	就労	月 60 時間以上就労している。	就労期間中
2	妊娠・出産	母親が出産の前後（それぞれ 2 カ月の期間）	左記の期間
3	保護者の疾病・障がい	病気や障がいのために保育が困難であること。	診断書で判断
4	病人の介護・看護	同居の親族を常時介護又は看護している。	療養期間中
5	就学・職業訓練	学校教育法に基づく教育施設に在学、又は職業開発促進法に基づく職業訓練を受けていること。※通信制、習い事、塾、教室等は除く。	就学期間中
6	求職活動（起業準備を含む。）	求職活動を継続的に行っていること	最長：3 か月
7	その他村長が認める上記の事情に類する状態である事。		状況により判断

5. 利用定員：40 名

6. 開所時間：①月曜日～金曜日 小学校終了後～午後 6：30

②土曜日及び小学校休業期間（夏休、冬休、春休）は、
午前 8：00～午後 6：30

※日曜日・祝祭日・慰霊の日・年末年始はお休み

※暴風警報発令時・感染症流行時等には緊急で閉所することがあります。

※学童利用に送迎はありません

7. 保育料：月額 8,000 円 おやつ代：月額 1,500 円

夏季休加算 5,000 円 冬季休加算 2,000 円

学年末 1,000 円 学年始 1,000 円

※その他行事費等徴収する場合があります。

※学童在籍中は保育料が発生し、基本的に保育料の減額及び免除はありません。

また、夏季休や冬季休等のみのお休みはできません。

※児童扶養手当・母子父子医療費助成受給者、市町村民税（所得割）非課税世帯、生活保護受給世帯については月々の保育料半額免除制度（上限 5,000 円）があります。（別途申請）

8. 提出書類

①全員提出が必要な書類

児童クラブ入所申請書・同意書兼誓約書

②放課後保育を必要とする証明

(保護者、18歳以上65歳未満の同居人含む)

(表2)

	保護者の状況		提出書類
1	就 労	勤務	◆ 就労証明書 (保育所申込用のコピー可)
		自営業 フリーランス	◆ 自営業等申立書 ①令和8年度税申告書の写し ②ア～エの書類のいずれか ア. 個人事業開業届書の写し イ. 公的機関が発行する「営業許可証」 ウ. 開業している事実が記載されている資格証 エ. 上記の書類がない場合は、その業態に応じた自営業者としての証拠資料
2	妊娠・出産		親子健康手帳の写し (手帳表紙・出産予定日が分かること)
3	保護者の疾病・障がい		◆ 診断書※療養期間が過ぎると無効になります。
4	病人の介護・看護		◆ 診断書 (介護の場合認定度合のわかる書類も必要) ◆ 介護・看護状況証明書
5	就学・職業訓練		在学証明書:就学先の任意様式 授業日数及び時間が確認できるカリキュラム
6	求職活動 (起業準備を含む。)		◆ 求職活動申告書 ◆ 求職活動支援機関等利用証明書
7	その他村長が認める上記の事情に類する状態である事。		状況により判断

◆印の付いている書類はこども未来課所定様式です。

窓口での受け取り、またはホームページからダウンロードできます。

読谷村 学童 申込

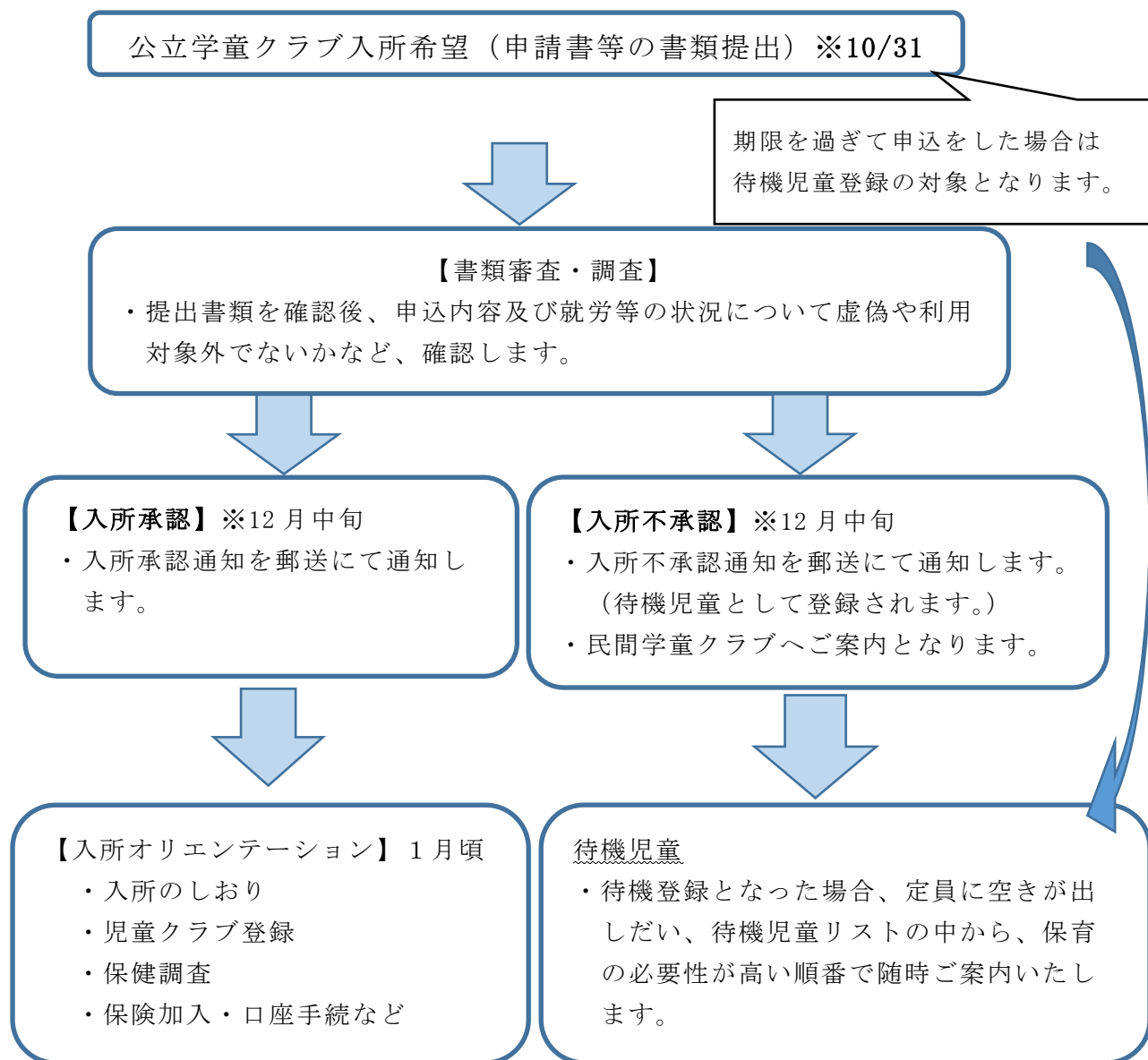


【注意事項】

※必要な書類に不備がある場合は受付できません。

※受付期間を過ぎての申込みは入所判定で不利になりますので、ご注意下さい。

※入所決定は先着順ではありません。入所基準に沿って調査を行います。



○入所の辞退について○

入所が承認された後に辞退する場合は、令和9年2月5日（金）までにご連絡ください。期日を過ぎた後に入所を辞退した場合には令和9年4月の保育料が発生する場合があります。